

市町村脱炭素地域づくり支援事業実施要領

第1 事業の趣旨・目的

地域の特性や資源を生かした再生可能エネルギーの導入やEVの活用等により、地域内の課題解決に取り組む市町村を対象に、取組に必要な経費の一部を補助し、もって地域に根ざした再生可能エネルギーの導入拡大に資することを目的とする。

第2 補助対象事業の実施主体

市町村、民間事業者（市町村とリース契約又はPPAを締結する者であって市町村と共同申請する者（以下「共同申請者」という。）とする。）なお、PPAとは、エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。

第3 補助対象事業及び補助要件

別表1のとおりとする。

第4 事業の実施期間

単年度とする。

第5 補助率等

別表2のとおりとする。

第6 事業実施の手続き

（1）事業実施に係る協議

- ① 市町村長及び共同申請者は、補助対象事業を実施しようとするときは、別に定める期間内に、事業実施協議書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に協議しなければならない。
- ② 知事は、前項の協議を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは採択の決定を行い、事業採択通知書（様式第2号）により市町村長及び共同申請者に通知する。

なお、採択に当たっては、本事業の趣旨・目的及び要件に照らし適当であること、地域の特性を生かした意欲あふれる取組であること等について審査するものとする。特に必要な場合は、別表3の評価基準を基に審査を行う。

（2）補助金の交付

市町村長及び共同申請者は、（1）による採択を受けた事業について補助金の交付を受けようとするときは、別に定める市町村脱炭素地域づくり

支援事業補助金交付要綱に従い、申請手続きを行う。

その他補助金の交付に関する手続きは、同要綱によるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年7月5日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

1 対象事業	地域の資源を生かした再生可能エネルギーの導入等により、地域の課題解決を図る次の事業を対象とする。 (1) 再生可能エネルギー発電設備又は熱供給設備を導入する事業 (2) EV活用事業 (3) 上記(1)及び(2)に係る事業検討のための調査・コンサルティング事業
2 補助要件	(1) 1(1)及び(2)について、新規に設備を導入する事業であること。 (2) 1(1)について、太陽光発電設備又は風力発電設備を導入する場合は当該再生可能エネルギーにより発電した電気を活用した蓄電池又は水素製造・貯蔵設備を併設すること。 (3) 適切な事業成果目標を設定すること。なお、目標の達成を求めるものではない。 <事業成果目標の例> ・エネルギー消費削減率（削減量） ・電力自給率 ・EV活用事業（カーシェアリング等）事業参加者数 (4) 1(3)による調査の結果、検討した事業に着手できない合理的な理由がある場合を除き、次年度から起算して3年以内に事業着手すること。
3 事業期間	補助金の交付の決定があった日から補助金の交付の決定がされた年度の3月31日までに終了する事業であること

別表2（第5関係）

補助対象経費	人件費（関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く。）、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費、施設等の整備費、設備備品購入費、補助金等のうち県が必要と認める経費 施設等整備及び備品購入等については、支援事業の趣旨に合致し、かつ、真に必要不可欠であり事業終了後の扱いが明らかな場合に限る。
補助率等	2分の1以内 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
補助上限額	別表1の1対象事業(1)は、500万円とする。 別表1の1対象事業(2)は、1,000万円とする。 別表1の1対象事業(3)は、200万円とする。
備考	補助金相当額分がリース料金又はPPAサービス料金から控除されること。

別表3（第6関係）

評価項目	評価の視点
計画策定	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項又は第4項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しているか。
自治体規模	政令指定都市、中核市、その他
新規応募	新規応募事業であるか。
新規性・独自性	新規性や独自性がある事業であるか。
地域の特性	地域の特性を捉えた事業であるか。
課題解決・魅力向上	地域の課題・魅力向上に資する事業であるか。